

子どもの人権に関わる意識調査

- 人権教育の推進 -

奈井江町子どもの権利推進委員会

アンケート委員会・奈井江町教育委員会

目 次

発刊にあたって	1
---------	---

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の主題	2
2. 調査研究の目的	2
3. 調査研究の内容	2
4. 調査研究の方法	3
5. アンケート委員名簿	3
6. 調査学校	3
7. 回答者数	3
8. 前回回答者数	4
9. 集計表の留意点	4
10. 「人権についてのアンケート」調査表	5

第2章 調査研究の結果と考察

1. 人権・人格の言葉の認知度調査	21
2. 大人の子ども理解度（認知度）調査	22
3. 大人の子ども理解内容調査	23
4. 大人の子ども不理解内容調査	25
5. 子どもの悩み相談相手調査	27
6. 大人への相談・理解有無調査	28
7. 大人への相談内容調査	29
8. 相談したい大人調査（新規追加）	30
9. 尊敬できる大人調査	31
10. 大人への要望調査	33
11. 友達を感じる事項調査	35
12. 子どもの居場所調査	37
13. 差別・いじめ調査	39
14. 差別・いじめ内容調査（1）	40
15. 差別・いじめ経験調査	42
16. 差別・いじめ内容調査（2）	43
17. 子どものストレス調査	45
18. 子どものストレス内容調査	46

19	生活満足度調査	48
20	いじめ対策調査	49
21	アンケート結果資料	51
22	調査結果に基づく今後の方向性	77

第3章 人権教育の推進

1	「奈井江町子どもの権利に関する条例」	79
2	これまでの取り組みの成果と課題	87
3	活動の様子	100

発刊にあたって

奈井江町教育委員会 教育長 村上清司

子どもの健やかな成長は、私たちの願いであります。家庭・学校・地域が連携し、子どもたちが生き生きと生活し、そして体を鍛え、主体性を持ち自立心や社会性を備えた社会人として成長できるよう願い、子どもたちを支援し励ます活動を積極的に展開することが、今、求められております。

奈井江町では、平成14年に「子どもの権利に関する条例」を制定いたしました。制定するにあたって、子どもをはじめ多くのみなさんの声を生かし、この条例をつくり上げたところです。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を子どもや大人も共に理解することにより、子どもが一人の人間として生き、大人と共に社会を構成するパートナーとして、まちづくりに積極的に参加を願い制定したところであります。しかしながら、現在、青少年の問題として、「外で遊ばなくなった」「テレビやゲームの時間が長い」「睡眠時間が少ない」など、実体験が少ない生活の実態が指摘され、「我慢ができずすぐにあきらめる傾向にある」「主体性が無く受身である」「学習意欲が低下している」「生活習慣が身についていない」さらに「基礎学力やコミュニケーション能力、体力が低下している」ことなどが指摘されております。

一方、学校でも、無気力、登校拒否、いじめなどの問題が増加の傾向にあると言われておりますが、平成18年12月に北海道教育委員会が「いじめに関する実態調査」を実施いたしました。いじめの実態や児童・生徒及び教員のいじめに対する考え方等を把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に役立てるため実施されたところであります。いじめられた経験については、「ある」と回答した小学生は27.7%、中学生は15.3%、高校生は6.5%と小学校から中学校、高校へと校種が変わるに従い低くなっている状況がこの調査でわかったところであります。

今回実施しましたアンケート調査は、平成13年に実施した「人権についてのアンケート調査」項目と今回同じ項目でアンケートを実施いたしました。人権に関わる子どもたちの意識がどう移り変わっているのか比較検証し考察したところです。現在まで行われてきた人権教育の各種施策の評価と課題を抑え、今後の在り方について方策を探ることを願い、発刊にいたったところであります。

また、発刊にあたって、多大なご支援とご協力をいただきました学校及び関係者各位、子どもの権利推進委員、アンケート委員の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。